

平成 29 年度第 4 回高岡市介護保険運営協議会議事録

日 時：平成 30 年 2 月 20 日（火）午後 6 時 30 分から

場 所：高岡市役所 8 階 802 会議室

（審議・意見交換要旨）

＜事務局説明＞

- ・第 7 期計画期間における介護サービス事業所の設置計画（案）、事業費及び保険料の改定について

委員

介護医療院について、介護療養病床と医療転換分の 176 名には、公的病院はこの対象にならないのでよいか。

事務局

制度自体が不透明な部分もあるが、この数字に公的病院は含まれていない。

委員

公的な病院がやるべきことはあると思うので、民間の病院と、きっちり縦割りしていただければいいと思う。

委員

法律上介護保険適用の病床が、平成 32 年度末で終わるという時限設定がある。介護療養病床を中心とした療養病床の転換を想定して、介護医療院という新たな枠組みを国で作った。

県では医療計画の策定をしており、県内各市の介護保険事業計画と県が策定する医療計画と整合性を持たせて作るという指示を国から受けている。この数字の積み上げについては、介護療養病床が主に介護医療院に転換されると想定した場合に、どの程度の病床が介護医療院に転換されるかということをシミュレーションして出した数字である。高岡医療圏で転換される病床数がベースにあって、高岡医療圏の構成市の高齢者人口で按分して算出し、県から高岡市に提供した。このような想定の下に積み上げた数字であるので、一般病床（急性期病床）からの転換は見込んでいない。高岡医療圏における急性期病床は、その大部分を公的病院が担っている。

委員

地域密着型介護老人福祉施設などの入所系の施設は整備するのか。

事務局

第7期計画期間中は、整備しない。

委員

事業者から、整備の申請があったとしても、作らないということか。

事務局

第7期計画中は、介護医療院の動向を見極めていきたいので、小規模な施設は整備をしない方針である。

委員

介護保険料が、第6期計画期間と同額だが、大丈夫なのか。

事務局

介護保険料の算定にあたっては、サービス見込量や高齢者の伸びなどをシミュレーションし、介護給付費準備基金を使うことで、同額とした。

委員

予防活動を提供する「居場所」がないと書いてあるが、それに対する対策が、具体的に書いていない。居場所を探すのは大変なので、具体的に対策として挙げていただけるといいのだが。

事務局

第7期計画では、住民主体の介護予防の居場所づくりというのを目標に掲げている。すでに活動している事業を統合し、(仮称)元気づくりサロンを立ち上げていこうというのが、重点事業の1つである。運動重視型で、地域での見守りも含めた居場所づくりを第7期計画中に推進していきたい。認知症の方の居場所づくりも非常に重要な取組みのひとつである。認知症カフェやオレンジ倶楽部の開催数を増やして、居場所づくりを進めていきたいと考えている。第7期計画では住民主体の地域で通える場に、様々な居場所づくりを課題に進めていきたい。

委員

人生100年時代と言われるなかで、就労人口も減っている。60歳、70歳になっても仕事をしなければならない状況になっていくと思う。

みんなが元気で居続ければ、介護保険を利用しなくてもいいのだが、就労人口が減るということは、介護従事者も減るということである。介護施設で働く人や介護施設を運営する人にとって負担軽減になるような取り組みについても進めていただきたいと思う。

委員

介護人材は、非常に大きな問題で、介護保険事業計画の存続にも関わってくるものだと思う。

委員

処遇改善加算は、介護報酬に組み込まれるものだと考えている。10 年以上働いている介護士だけが月に 7 ～ 8 万円給料が上がると、事業主として他職種とどう整合性をもたせるか大変である。計画書（案）には地域密着型サービス事業所の職員処遇改善加算取得割合の目標を 100% と掲げているが、この表現は本当にいいのかなと思うところもある。

<事務局説明>

- ・ 高岡市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

（意見なし）